

第2章 第3期障害者福祉計画

第1節 計画の基本理念と施策体系

1 基本理念とめざす将来像

本計画における、「基本理念」及び「めざす将来像」については、これまでの本市における障害者福祉施策を引き続き展開し、さらに推進していくために、前計画で定めたものを引き継ぐものとします。

基本理念

障害のある人一人ひとりが地域の一員として尊重され、自己選択と自己決定のもとに、

安心して自分らしく自立した生活を送ることのできる地域社会の実現

めざす将来像

障害のある人が、地域でいきいきと自分らしく生きることのできるまち

障害のある人が、その能力や個性を最大限に発揮して、もっと楽しく、いきいきと、その人らしく安心して暮らせるまち、そんな地域の中で、障害のある人もない人も、ともに支え合い、認め合い、ともに育ち、ともに働き、ともに生きるまちを市民ぐるみでつくっていきます。また、ライフステージに応じた支援についても取組を進めます。

2 基本目標

1 共生社会のまちづくり

共生社会とは、障害がある・ないに関わらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、多様な個性を認め合うことのできる社会のことをいいます。

共生社会のまちづくりのために、障害に対する理解及び福祉に関する教育・研修の推進を図り、地域で支え合う仕組みづくりと障害のある人の社会参加の促進を進めていきます。

2 支援組織及び相談支援体制の強化

障害者支援施策の推進にあたって、障害者支援協議会と、障害者支援事業の中核を担う障害者支援センターを中心とした各種サービスによる支援体制及び相談支援体制を構築しています。

相談支援体制の充実により、障害のある人が安心して生活できる環境づくりを進めていきます。

3 安心して生活できる支援体制の強化

障害のある人が、安心して生活をしていくためには、適切なサービス等の支援、住まいや社会生活における合理的配慮のある環境づくり、社会参加を図るための意思疎通支援等の多様な支援が必要であり、障害のある人の権利が護られ、災害等の緊急時にも対応できる体制が必要です。

これらの取組を合わせることが効果的な支援へとつながるため、障害のある人一人ひとりに多様な支援を提供できる体制強化に努めていきます。

4 いきいきと働ける仕組みと支援の充実

企業等で働く一般就労や障害者就労支援施設で働く福祉的就労など、障害のある人が多様な働き方を選ぶことができる環境づくりが必要です。

障害があってもいきいきと働きたいという気持ちを尊重した、多様な就労支援を提供し、障害者就労支援施設における収益向上への働きかけにも努めていきます。

5 切れ目のない支援体制の整備

障害のある人の成長を支えるためには、ライフステージの移行による生活環境の変化に対応できる一貫した支援が必要となります。

障害のある人やその保護者に対して早期から支援を提供し、支援する側が変わったとしても変わらず一人ひとりに寄り添った支援を行うことができる体制を整備していきます。

3 計画の施策体系

基本目標	施策体系								
共生社会のまちづくり	1 共生のまちづくりの推進 <table border="1" data-bbox="632 331 1455 577"> <tr> <td data-bbox="632 331 1455 398">1-1 障害に対する理解の促進</td> </tr> <tr> <td data-bbox="632 398 1455 454">1-2 福祉に関する教育・研修の推進</td> </tr> <tr> <td data-bbox="632 454 1455 521">1-3 地域全体で支え合う仕組みづくり</td> </tr> <tr> <td data-bbox="632 521 1455 577">1-4 社会参加への支援</td> </tr> </table>	1-1 障害に対する理解の促進	1-2 福祉に関する教育・研修の推進	1-3 地域全体で支え合う仕組みづくり	1-4 社会参加への支援				
1-1 障害に対する理解の促進									
1-2 福祉に関する教育・研修の推進									
1-3 地域全体で支え合う仕組みづくり									
1-4 社会参加への支援									
支援組織及び 相談支援体制の強化	2 支援組織及び相談支援体制の充実 <table border="1" data-bbox="632 645 1455 891"> <tr> <td data-bbox="632 645 1455 701">2-1 障害者支援センターの機能強化</td> </tr> <tr> <td data-bbox="632 701 1455 757">2-2 障害者支援協議会の機能強化</td> </tr> <tr> <td data-bbox="632 757 1455 824">2-3 相談から自己選択・決定への支援</td> </tr> <tr> <td data-bbox="632 824 1455 891">2-4 相談支援ネットワークの充実</td> </tr> </table>	2-1 障害者支援センターの機能強化	2-2 障害者支援協議会の機能強化	2-3 相談から自己選択・決定への支援	2-4 相談支援ネットワークの充実				
2-1 障害者支援センターの機能強化									
2-2 障害者支援協議会の機能強化									
2-3 相談から自己選択・決定への支援									
2-4 相談支援ネットワークの充実									
安心して生活できる 支援体制の強化	3 地域生活支援体制の充実 <table border="1" data-bbox="632 958 1455 1451"> <tr> <td data-bbox="632 958 1455 1014">3-1 障害福祉サービス等の充実</td> </tr> <tr> <td data-bbox="632 1014 1455 1070">3-2 地域生活支援拠点の充実</td> </tr> <tr> <td data-bbox="632 1070 1455 1126">3-3 住まいの場の確保</td> </tr> <tr> <td data-bbox="632 1126 1455 1193">3-4 保健・医療体制の充実</td> </tr> <tr> <td data-bbox="632 1193 1455 1249">3-5 情報提供の充実・多様化</td> </tr> <tr> <td data-bbox="632 1249 1455 1317">3-6 権利擁護の推進</td> </tr> <tr> <td data-bbox="632 1317 1455 1373">3-7 災害、感染症対応及び防災体制の強化</td> </tr> <tr> <td data-bbox="632 1373 1455 1451">3-8 バリアフリーの推進</td> </tr> </table>	3-1 障害福祉サービス等の充実	3-2 地域生活支援拠点の充実	3-3 住まいの場の確保	3-4 保健・医療体制の充実	3-5 情報提供の充実・多様化	3-6 権利擁護の推進	3-7 災害、感染症対応及び防災体制の強化	3-8 バリアフリーの推進
3-1 障害福祉サービス等の充実									
3-2 地域生活支援拠点の充実									
3-3 住まいの場の確保									
3-4 保健・医療体制の充実									
3-5 情報提供の充実・多様化									
3-6 権利擁護の推進									
3-7 災害、感染症対応及び防災体制の強化									
3-8 バリアフリーの推進									
いきいきと働ける仕組み と支援の充実	4 就労支援の充実 <table border="1" data-bbox="632 1518 1455 1697"> <tr> <td data-bbox="632 1518 1455 1574">4-1 障害者雇用・就労機会の拡大と推進</td> </tr> <tr> <td data-bbox="632 1574 1455 1630">4-2 多様な就労による生きがいづくり</td> </tr> <tr> <td data-bbox="632 1630 1455 1697">4-3 障害者就労支援施設等の収益向上への支援</td> </tr> </table>	4-1 障害者雇用・就労機会の拡大と推進	4-2 多様な就労による生きがいづくり	4-3 障害者就労支援施設等の収益向上への支援					
4-1 障害者雇用・就労機会の拡大と推進									
4-2 多様な就労による生きがいづくり									
4-3 障害者就労支援施設等の収益向上への支援									
切れ目のない 支援体制の整備	5 切れ目のない支援の充実 <table border="1" data-bbox="632 1765 1455 1993"> <tr> <td data-bbox="632 1765 1455 1821">5-1 早期発見・早期対応</td> </tr> <tr> <td data-bbox="632 1821 1455 1877">5-2 療育・発達支援体制の充実</td> </tr> <tr> <td data-bbox="632 1877 1455 1933">5-3 連携強化による一貫した支援</td> </tr> <tr> <td data-bbox="632 1933 1455 1993">5-4 一人ひとりに応じた教育の充実</td> </tr> </table>	5-1 早期発見・早期対応	5-2 療育・発達支援体制の充実	5-3 連携強化による一貫した支援	5-4 一人ひとりに応じた教育の充実				
5-1 早期発見・早期対応									
5-2 療育・発達支援体制の充実									
5-3 連携強化による一貫した支援									
5-4 一人ひとりに応じた教育の充実									

第2節 施策の推進に向けて

基本施策Ⅰ 共生のまちづくりの推進

- | |
|---------------------|
| Ⅰ-1 障害に対する理解の促進 |
| Ⅰ-2 福祉に関する教育・研修の推進 |
| Ⅰ-3 地域全体で支え合う仕組みづくり |
| Ⅰ-4 社会参加への支援 |

Ⅰ-1 障害に対する理解の促進

施策における現状と課題

- 障害のある人が地域で、安心して暮らせる社会を実現するための第一歩として、一人ひとりの市民が障害への理解と認識を深め、自らの問題として考えることが必要です。
- 市民向けアンケートにおいて、共生社会、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮など障害への理解を深める考え方については、認知度は向上していますが、内容の理解はあまり進んでいない結果となっています。
- また、障害に対する差別や偏見があると認識している人は多いため、問題意識を持っている人は多くおられる状況です。
- 差別解消支援部会による、事業者向けのアンケートでは、合理的配慮が民間事業者に努力義務となっていることを知っている事業者は約3割となっていますが、知らない事業者でも約6割は何らかの配慮や工夫をしている結果となっています。

本市における取組の状況

- 障害者支援ネットワーク連絡会議に差別解消支援部会を設置し、情報収集、啓発内容の検討、啓発活動等を行っています。
- 広報紙、ホームページ等の媒体や障害者週間等の機会を活用して、障害への理解や適切な配慮を促すための啓発を行っています。
- 保育・教育の場において、障害への理解を深める教育を推進しています。

今後の施策の進め方と方向性

- アンケート結果から、障害のある人の活躍の紹介により障害への理解が進んだと感じている人が多く、障害のある人が学校・職場・地域にいる人の方が障害への理解が進んでいることから、障害のある人と協力して理解の促進を図る取組を進めていきます。
- 障害のある人に対しての配慮や支援を拡げていくためには、合理的配慮の理解促進を進めていくことが重要となり、具体的な配慮の例示を踏まえて啓発を行います。
- 啓発にあたっては、広報紙、ホームページ、出前講座等の様々な媒体を活用していきます。
- 市内で開催される各種イベント等を活用した啓発活動を進めていきます。
- 講演会等の幅広い市民の参加が期待できる取組については、新型コロナウイルス感染症の影響も考慮し、必要に応じた実施を検討していきます。

基本施策Ⅰ 共生のまちづくりの推進

- | |
|---------------------|
| Ⅰ-1 障害に対する理解の促進 |
| Ⅰ-2 福祉に関する教育・研修の推進 |
| Ⅰ-3 地域全体で支え合う仕組みづくり |
| Ⅰ-4 社会参加への支援 |

Ⅰ-2 福祉に関する教育・研修の推進

施策における現状と課題

- 障害のある人もない人も互いを尊重して支え合うことができる共生のまちづくりのために、市内小・中学校等において、「福祉の心」を育むための、福祉教育を実践しています。
- 障害によって差別や嫌な思いをした経験がある人は、障害のある人の半数以上となっており、経験した場所としては、「学校・仕事場」と「外出先」などの社会生活を行う際に経験したという人が多くなっている結果となっています。

本市における取組の状況

- 障害を理由とする差別の解消の推進に関する三次市職員対応要領に基づいた職務の遂行や、職員研修を行うなど、障害者差別の解消に向けた取組を率先して進めています。
- 市内小・中学校では、道徳科を要として、学校教育全体で命や人権に対する感性を養い、「福祉の心」を育てています。
- また、道徳科の時間に障害のある人との関わりについて考えたり、総合的な学習の時間等に福祉関係機関と連携を図り、福祉に関する話を聞いて理解を深めたり、地域の高齢者福祉施設を訪問して施設利用者と交流したりするなど、福祉を実践する力を養っています。

今後の施策の進め方と方向性

- 三次市職員は、不当な差別的取扱いの禁止はもとより、率先して合理的配慮の提供を行っていきます。
- 学校教育目標や各教科等との関連を図った福祉教育を進めます。
- 福祉やボランティアについて正しく理解するために、全教職員が指導内容や指導方法について研修の機会をもち、教職員間での共通理解を図ります。
- 学校が計画する活動は、地域で行われている福祉活動と連携することでより効果的なものとなるため、計画段階から、関係者の方々と連携し、ともに考えていくという姿勢を大切にするとともに、福祉教育について日常的に連携・協力していく体制づくりを行います。

基本施策Ⅰ 共生のまちづくりの推進

- | |
|---------------------|
| Ⅰ-1 障害に対する理解の促進 |
| Ⅰ-2 福祉に関する教育・研修の推進 |
| Ⅰ-3 地域全体で支え合う仕組みづくり |
| Ⅰ-4 社会参加への支援 |

Ⅰ-3 地域全体で支え合う仕組みづくり

施策における現状と課題

- 市民向けアンケートにおいて、社会全体よりも市内の身近な地域の方が障害等に対する理解が進んでいないと感じている人が多い結果となっています。
- 地域の中で障害のある人と住民が交流するうえで、ボランティアの役割が重要となります。
- 差別解消支援部会による、事業者向けのアンケートでは、障害のある人が社会生活を送る中で利用する、商業施設や飲食店などの民間事業者においては、合理的配慮が努力義務となっていることを知っている事業者は約3割となっています。

本市における取組の状況

- 三次市社会福祉協議会と連携し、ボランティアの養成や活動支援を行っています。
- 精神障害者ボランティアの養成やスキルアップを行い、活動の場の提供も行っています。
- 広島県が推進している「あいサポート運動^{※2}」と連携し、事業者や関係団体等への研修を行い「あいサポーター^{※3}」養成の取組を進めました。

今後の施策の進め方と方向性

- 三次市社会福祉協議会と連携し、障害福祉事業に対するボランティア活動を引き続き広げていきます。
- 障害に対する理解の促進を図り、地域活動や民間施設において少しずつでも障害のある人への配慮が提供されるようになる環境づくりを進めます。
- 地域や事業者への障害の理解を上げる取組として、あいサポート運動を展開していきます。
- 障害のある人の団体活動など、自主的な活動を引き続き支援していきます。

² 皆さんに、障害の内容・特性、障害のある人が困っていること、配慮の仕方やちょっとした手助けの方法など、を知っていただき、実践していただく運動のことをいいます。

³ 障害のある人が、困っているときなどに『ちょっとした手助け』を実践する意欲のある人で、あいサポーター研修を修了した人、またはテキスト「障害を知り、共に生きる」を読んだ人（特別な技術の習得は不要）のことをいいます。

基本施策Ⅰ 共生のまちづくりの推進

- | |
|---------------------|
| Ⅰ-1 障害に対する理解の促進 |
| Ⅰ-2 福祉に関する教育・研修の推進 |
| Ⅰ-3 地域全体で支え合う仕組みづくり |
| Ⅰ-4 社会参加への支援 |

Ⅰ-4 社会参加への支援

施策における現状と課題

- 障害のある人が、いきいきと暮らしていくためには、社会とのつながりを持ち、それぞれの個性を發揮していくことが大切です。障害があっても様々な活動に参加できるよう、適切な配慮を行う必要があります。
- 東京2020パラリンピックの開催決定により、障害者スポーツは全国的にも認知度が向上しています。
- 障害のある人で毎日外出する人の割合は、前回調査より減少しており、新型コロナウイルス感染症の影響により、自分で外出できる人の外出機会が減少している可能性があります。

本市における取組の状況

- 障害者フライングディスク競技大会等の障害者スポーツの機会を提供しており、障害のある人の社会参加に加えて、学生や地域のボランティア団体との交流の場ともなっています。
- ソーシャルクラブ^{※4}やハートフルサロン^{※5}などを開催し、グループ活動による障害のある人の社会参加のきっかけづくりや社会生活への能力向上を図っています。
- 外出支援のために、移動支援事業や福祉タクシー等助成券の交付を行っています。
- 障害者支援ネットワーク連絡会議に地域生活支援部会を設置し、障害のある人の社会参加に係る情報収集、検討を進めています。

今後の施策の進め方と方向性

- 障害者スポーツは障害者の社会参加とボランティア等との交流の場となっているため、引き続きフライングディスク競技大会の開催や活動支援を行っていきます。
- 障害のある人の社会参加のきっかけづくりや社会生活への能力向上のための機会の提供を引き続き行うとともに、活動を支援するボランティアの養成も進めていきます。
- 障害のある人の社会参加に向けた検討を進め、移動支援等の社会参加への手助けとなる取組の有効活用を図っていきます。

⁴ 全ての障害のある人を対象とし、グループ活動をとおした社会参加のきっかけづくりや、個々の社会生活力の向上のために開催しています。

⁵ 精神障害者やひきこもり、障害者手帳や医療機関受診につながっていない人を対象とし、創作活動を中心として活動しています。

基本施策2 支援組織及び相談支援体制の充実

2-1 障害者支援センターの機能強化

2-2 障害者支援協議会の機能強化

2-3 相談から自己選択・決定への支援

2-4 相談支援ネットワークの充実

2-1 障害者支援センターの機能強化

施策における現状と課題

- 障害者支援センターは、本市における障害者支援の中核機関であり、総合相談支援、専門部会の事務局、社会資源の活用、障害のある人の社会参加支援、障害者団体や家族会への支援等の多岐にわたる役割を担っています。
- センターには、社会福祉士^{※6}、精神保健福祉士^{※7}、相談支援専門員等の専門職を配置しています。
- 近年は困難事例に対応するケースが増加しており、障害者支援センターのみでは解決できない場合も多いことから、関係機関との連携体制の強化が必要となっています。

本市における取組の状況

- 総合相談支援においては、障害福祉サービス等のサービス等利用計画^{※8}の作成を行う計画相談支援と、障害のある人からの様々な相談に対応する一般相談があり、必要に応じた関係機関との連携のもと対応を行っています。
- 権利擁護においては、虐待対応や啓発活動を行っています。マニュアルの活用や実践的な研修により職員のスキルアップを図っています。
- 障害のある人の社会参加支援として、ピアサポート事業や、社会参加や活動の場の提供、家族会活動、障害者ボランティア等の支援を行っています。
- 関係機関との連携においては、障害者支援ネットワーク連絡会議の事務局を担い、部会をとおした課題解決や、部会間の連携による取組実施への支援を行っています。

今後の施策の進め方と方向性

- 基幹型としての障害者支援センターの位置づけを明確にし、困難事例への対応等による他の相談支援事業所への支援や、事業所間調整、サービス等利用計画作成への助言・指導、地域生活支援拠点等の役割を強化していきます。
- 困難事例への対応にあたっては、権利擁護ネットワーク等の関係機関と連携した対応ができる体制づくりを進めていきます。
- ピアサポート事業等の障害のある人が活躍できる機会への支援を引き続き行い、障害のある人の社会参加や活動の場を確保していきます。
- 障害者支援の中核を担う組織として、職員の研修等による支援の質の向上に努めていきます。
- インターネットの活用や「三次市障害者支援センターだより」の発行による、障害者支援センターの周知及び障害者支援に関する情報発信を引き続き行っていきます。

6 「ソーシャルワーカー」と呼ばれる福祉専門職。身体的・精神的障害または環境上の理由で日常生活を営むことに支障がある者に対し、福祉に関する相談、助言、指導その他の援助を行います。

7 「精神科ソーシャルワーカー（PSW）」と呼ばれる福祉専門職。精神病院等において医療を受けている、または精神障害により施設を利用している人の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行います。

8 障害者総合支援法において、障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、障害者のニーズや置かれている状況等をふまえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について、指定特定相談支援事業者が検討・作成する計画のことをいいます。

基本施策2 支援組織及び相談支援体制の充実

2-1 障害者支援センターの機能強化

2-2 障害者支援協議会の機能強化

2-3 相談から自己選択・決定への支援

2-4 相談支援ネットワークの充実

2-2 障害者支援協議会の機能強化

施策における現状と課題

- 障害者福祉に関する多種多様な問題に対し、障害者、障害者団体、サービス提供事業者、ボランティア団体、医療・保健・福祉・教育・就労関係等の地域の関係機関が情報を共有し、地域の課題解決に向け協議を行うため、三次市障害者支援協議会を設置しています。
- 障害者支援協議会には、そのネットワークを活かした、本市の障害者支援施策への提言、支援体制ネットワークの強化、公的サービス以外の資源の掘り起こし等の役割を担っています。
- 協議会に参加する関係機関や団体に、支援協議会において得られた情報等を拡げていくことも必要とされています。

本市における取組の状況

- 障害者支援協議会は、協議会とネットワーク連絡会議として5つの専門部会から構成されています。
- 協議会は、障害福祉サービス等の利用状況や5つの専門部会の活動など、障害者支援に関わる情報を把握し、障害者支援施策の推進に係る協議を進めています。
- 専門部会は、「相談支援部会」、「地域生活支援部会」、「就労支援部会」、「療育・発達支援部会」、「差別解消支援部会」の5つとなっており、各部会における関係機関の代表者により構成され、具体的な取組の検討と実施、情報収集と課題の検討などを進めています。

今後の施策の進め方と方向性

- 障害者支援協議会は、本市の障害者施策に係る中核組織となるため、現在構築しているネットワーク体制を維持し、ネットワークを活用した、障害のある人が自分らしく生きるための支援を推進していきます。
- 専門部会においては、各部会の専門性を活かした具体的な取組を実施し、部会間の連携によるネットワーク構築も進めていきます。

基本施策2 支援組織及び相談支援体制の充実

2-1 障害者支援センターの機能強化

2-2 障害者支援協議会の機能強化

2-3 相談から自己選択・決定への支援

2-4 相談支援ネットワークの充実

2-3 相談から自己選択・決定への支援

施策における現状と課題

- 障害のある人が生活を送る中で、障害福祉サービス等の利用が必要となった時、自らで自分の生活を考え、利用したいサービスを選ぶことが大切です。そのためにも、本人の意思を聴き取り、必要な情報提供や提案を行うなどの、自己選択と決定への支援が必要です。
- サービス等利用計画の作成にあたっては、分かりやすく的確な情報提供を行うとともに、個人ニーズに合わせて複数のサービスを組み合わせるケアマネジメントによる相談支援が重要となります。
- 近年は計画相談支援の利用実績も増加しているため、事業者や相談支援専門員^{※9}等の確保と質の向上の両面から体制強化を図る必要があります。
- 障害福祉サービス等の利用以外においても、障害のある人の生活を支援するための相談は多岐にわたるため、多様な相談支援体制が必要です。

本市における取組の状況

- 市内の指定相談支援事業所^{※10}において、全ての障害福祉サービス利用者へのサービス等利用計画作成に対応する体制を整備しています。
- 障害者支援ネットワーク連絡会議に相談支援部会を設置し、市内全ての相談支援事業所と関係機関による定例会を毎月開催し、事業所間の連携を図っています。
- 相談支援部会においては、勉強会や事例検討も行っており、サービス等利用計画の質の向上を図っています。
- 子鹿医療療育センターと連携し、重症心身障害や知的障害、身体障害を持つ人に対する専門的な相談を受けられる体制を整備しています。
- こども発達支援センターにおいて、子どもの発達や子育ての悩みについての相談を受けています。

今後の施策の進め方と方向性

- 相談支援部会による事業所間の連携強化とサービス等利用計画の質の向上への取組を引き続き行い、相談支援事業所と関係機関の連携も進めていきます。
- 障害者支援センターを本市における基幹相談支援センターとして位置づけ、他の相談支援事業所への支援や困難事例への対応を行っていきます。
- 子鹿医療療育センターやこども発達支援センター等の専門的な相談を受けられる機関と連携した相談体制の提供を引き続き行っていきます。

⁹ 一定の実務経験と研修の修了を要件とした福祉職。障害者等の相談に応じ、助言や連絡調整等の必要な支援を行うほか、サービス等利用計画を作成します。

¹⁰ 市の指定を受けた、障害者総合支援法で定められた相談支援事業（計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援）を実施する事業所のことをいいます。

基本施策2 支援組織及び相談支援体制の充実

- | |
|---------------------|
| 2-1 障害者支援センターの機能強化 |
| 2-2 障害者支援協議会の機能強化 |
| 2-3 相談から自己選択・決定への支援 |
| 2-4 相談支援ネットワークの充実 |

2-4 相談支援ネットワークの充実

施策における現状と課題

- 本市における障害のある人から相談を受ける中核は障害者支援センターの総合相談が担っています。相談内容が多様化・複雑化しており、関係機関との連携による対応が必要となっています。
- 障害のある人の普段の悩みや困ったことの相談先は、「家族や親せき」、「友人・知人」などの身近な人が多くなっています。
- 普段の悩み事を身近な人に相談することも生活の上では重要であるため、障害のある人が気軽に相談できる相手を作るための支援も必要です。

本市における取組の状況

- 障害者支援センターの総合相談を中心とした相談支援体制を構築しており、センターと関係機関の連携を深める取組も進めています。
- 相談支援部会において、相談支援事業所間及び関係機関との連携を深めるための研修会や勉強会を開催しています。
- 障害のある人が相談者となるピアカウンセラー^{※11}の養成と活動支援を行っています。
- 身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員・児童委員など地域において相談を行う体制を構築しています。

今後の施策の進め方と方向性

- 障害者支援センターの相談対応力の向上を図るとともに、障害者支援センターを中心とした関連機関のネットワーク体制を強化し、相談から早期対応へとつなげていきます。
- 相談支援部会においての取組を進めて、相談支援体制の強化を図ります。
- ピアカウンセラーの養成と活動支援を引き続き行い、障害のある人の仲間同士の支え合いを拡げていきます。
- 身体障害者・知的障害者相談員の設置や、普段の悩みや困ったことを近所の人に気軽に相談できる環境の整備など、地域における相談体制づくりを引き続き行っていきます。
- 事業所間の連携強化にあたっては、ICTを活用したオンラインでの会議等を行うとともに、障害のある人で希望する人にはオンラインでの相談を受けられるような体制を検討していきます。

¹¹ 同じ経験をもつ「仲間」（ピア）として、相談に応じる障害者を、ピアカウンセラーと呼ぶ。話を聞く、またはアドバイスをするのみではなく、自分の状況を考え、自己決定ができるよう、励ますことを目的に行われるカウンセリングを行います。

基本施策3 地域生活支援体制の充実

3-1 障害福祉サービス等の充実
3-2 地域生活支援拠点の充実
3-3 住まいの場の確保
3-4 保健・医療体制の充実
3-5 情報提供の充実・多様化
3-6 権利擁護の推進
3-7 災害、感染症対応及び防災体制の強化
3-8 バリアフリーの推進

3-1 障害福祉サービス等の充実

施策における現状と課題

- 障害者手帳所持者数は緩やかに減少傾向となっておりますが、人口比で見ると横ばいとなっております。
- 障害福祉サービス等の利用者数は概ね横ばいかやや増加している傾向にあります。
- 訪問系のサービスにおいては、広大な市域をカバーすることが難しく、利用者のニーズに応えることが難しい場合があります。
- 入所サービスにおいては、利用定員を超えていることから、すぐにサービスを利用できない状況があります。
- グループホームにおいては、利用ニーズに対して提供体制が不足しています。また、人材確保などの施設の運営における課題もあります。
- サービス提供事業者の多くが、各種研修会・学習会・セミナーの実施や参加等のサービス向上のための取組を行っていますが、3分の2の事業者は職員が不足している状況にあります。

本市における取組の状況

- 障害者総合支援法に基づく、障害福祉サービス、地域生活支援事業に加えて、福祉タクシーや紙おむつ購入費等の助成を行っています。
- 医療的ケアが必要な児童への支援として、市立三次中央病院において医療型短期入所事業を開設し、短期入所施設の確保に努めました。
- サービスの利用状況やアンケートによる利用意向の把握を行っています。
- みよし福祉・介護人材確保等総合支援協議会による、人材育成・定着への取組を進めています。

今後の施策の進め方と方向性

- サービス利用についての状況や意向を踏まえて利用見込みを算出し、毎年度利用実績を引き続き把握することで、市全体のサービス提供体制の調整を図っていきます。
- 本人の意思を尊重した適切なサービス等利用計画の作成に努めていきます。
- みよし福祉・介護人材確保等総合支援協議会による福祉職のPRや研修会の開催など、人材育成・定着への取組を関係機関との協働により進めていきます。

基本施策3 地域生活支援体制の充実

3-1 障害福祉サービス等の充実
3-2 地域生活支援拠点の充実
3-3 住まいの場の確保
3-4 保健・医療体制の充実
3-5 情報提供の充実・多様化
3-6 権利擁護の推進
3-7 災害、感染症対応及び防災体制の強化
3-8 バリアフリーの推進

3-2 地域生活支援拠点の充実

施策における現状と課題

- 地域生活支援拠点とは、障害者の重度化・高齢化や「親なき後」を見据えた支援のための機能をもつ場所や体制のことをいいます。
- 拠点に求められる主な機能としては、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場の提供、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの5つとなっています。
- 障害のある人の主な介助者の年齢は、50歳以上の割合が増加しており、介助者の高齢化が進んでいる結果となっています。
- また、約4割の人が、現在介助をしてくれている人以外に介助をお願いできる人がいないという結果になっています。65歳以上になると、半数以上となっています。

本市における取組の状況

- 障害者支援センターを中心として、関係機関のネットワークによる面的な支援体制を整備し、令和2年度から運用を開始しています。
- 本市においては、優先課題として相談と緊急時の受け入れ・対応を設定し、この2つの機能を持つ支援拠点として運用を開始しています。

今後の施策の進め方と方向性

- 緊急時に支援が見込めない人の登録や支援計画の作成を進め、地域において安心して生活ができる機能の充実に努めます。
- 相談や緊急時の受け入れ・対応など拠点の運用状況を定期的に検証し、効果的な事業実施に努めます。
- 体験の機会・場の提供、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの機能についても、市内の資源や利用ニーズを踏まえて、実施に係る検討を進めていきます。

基本施策3 地域生活支援体制の充実

3-1 障害福祉サービス等の充実
3-2 地域生活支援拠点の充実
3-3 住まいの場の確保
3-4 保健・医療体制の充実
3-5 情報提供の充実・多様化
3-6 権利擁護の推進
3-7 災害、感染症対応及び防災体制の強化
3-8 バリアフリーの推進

3-3 住まいの場の確保

施策における現状と課題

- 障害者支援施設入所者は若干の減少傾向、グループホーム利用者はやや増加傾向にあります。
- 現在「福祉施設で暮らしている」または「病院に入院している」人の地域生活への移行の調査では、「今のまま生活したい」が約6割で最も多く、「家族と一緒に生活したい」及び「グループホームなどを利用したい」は、それぞれ約1割、「一人で暮らしたい」は約3%となっています。
- 地域で生活するために必要なこととしては、「経済的な負担の軽減」が約5割と最も多く、次いで、「医療ケア」や「居宅介護」などのサービスの充実については2~3割程度、「地域住民の理解」については1割程度となっています。

本市における取組の状況

- 障害のある人の生活の場として、障害者支援施設（施設入所支援）、共同生活援助（グループホーム）のサービスを提供しています。
- 障害のある人が地域において生活する場を確保するために、グループホームの新規設置に係る助成を行っています。
- また、自宅で暮らすための支援として、住宅改修費の助成や居宅介護等の障害福祉サービスの提供を行っています。
- 広島県居住支援協議会と連携して、アパート等の賃貸住宅に入居を希望する際の情報提供など、必要な支援を行っています。

今後の施策の進め方と方向性

- 障害のある人の、地域で生活をしたいという意向に沿った支援ができるよう、グループホームの設置促進を図るとともに、自宅やアパート等の様々な形での居住形態に対する支援を引き続き行っていきます。
- 障害に対する理解の促進を図り、地域で安心して暮らすことができる環境づくりを進めていきます。

基本施策3 地域生活支援体制の充実

3-1 障害福祉サービス等の充実
3-2 地域生活支援拠点の充実
3-3 住まいの場の確保
3-4 保健・医療体制の充実
3-5 情報提供の充実・多様化
3-6 権利擁護の推進
3-7 災害、感染症対応及び防災体制の強化
3-8 バリアフリーの推進

3-4 保健・医療体制の充実

施策における現状と課題

- 障害の要因となる疾病の重症化防止のため、保健・医療・福祉の連携による支援が必要です。
- 脳血管疾患による身体障害を予防するために生活習慣病対策が必要です。
- うつ病等、こころの病気や自殺に関する正しい知識について、普及・啓発、早期発見・早期治療につなげる体制の充実を図る必要があります。
- 精神障害者数は、増加傾向にあります。
- 医療ケアが必要な障害のある人への対応を充実させていく必要があります。

本市における取組の状況

- 三次市健康づくり推進計画において、「健康寿命の延伸!健康格差の縮小!」を基本目標として、総合的な健康づくりを推進しており、その中で障害の要因となる疾病の予防や重症化防止のための、健康相談や保健指導、健康教室等の事業を行っています。
- 障害のある人の総合集団健診費用を無料化し、受診しやすい環境づくりを行っています。
- うつ病等のこころの病気や自殺対策のため、こころサポーター（ゲートキーパー※12）の養成や、「自殺対策地域ネットワーク会議」の開催により、保健、医療、生活、教育、労働等の連携強化を図っています。
- 精神障害のある人やその家族への支援として、社会参加の場の提供や、家族交流会・学習会を開催しています。
- 医療的ケア児・者への支援として、個別支援や情報共有を目的とした関係機関による協議を行っています。

今後の施策の進め方と方向性

- 三次市健康づくり推進計画に基づき、障害の要因となる疾病の予防や重症化防止のための取組を推進していきます。
- こころの病気の予防やケアのために、こころサポーターの養成を進めるとともに、保健、医療、生活、教育、労働等の連携強化を引き続き進めていきます。
- 精神障害のある人やその家族への支援を継続して行い、精神障害のある人の地域生活も進めていきます。
- 医療的ケア児・者への支援を充実させるため、現状や課題の把握を行い、保健、医療、福祉等が連携した支援を行う体制づくりを進めます。

12 悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のことをいいます。自殺対策におけるゲートキーパーは、心理社会的問題や生活上の問題、健康上の問題を抱えている人や、自殺の危険を抱えた人に気づき適切に関わる役割を担います。

基本施策3 地域生活支援体制の充実

3-1 障害福祉サービス等の充実
3-2 地域生活支援拠点の充実
3-3 住まいの場の確保
3-4 保健・医療体制の充実
3-5 情報提供の充実・多様化
3-6 権利擁護の推進
3-7 災害、感染症対応及び防災体制の強化
3-8 バリアフリーの推進

3-5 情報提供の充実・多様化

施策における現状と課題

- 障害者基本法により、手話を含む言語その他の意志疎通のための手段について、障害のある人の選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大を図ることが求められています。
- 障害者差別解消法により、合理的配慮を行った情報提供が求められています。
- 障害のある人のサービス等の情報の入手先は、「行政機関の広報誌」が約4割と最も多く、次いで「かかりつけ医や看護師」及び「サービス事業所の人や施設職員」が約2割となっています。

本市における取組の状況

- 障害のある人の意思疎通支援^{※13}を図るために、手話通訳者や要約筆記^{※14}者（奉仕員）の配置・派遣を行っています。
- また、各種研修会の開催等の機会においては、手話通訳者や要約筆記者（奉仕員）の派遣を行い、障害のある人が参加しやすい環境づくりを行っています。
- 情報取得や意思疎通を支援するための日常生活用具の給付を行っています。
- 市広報紙については、ボランティアサークルの活動を通じて、希望者にテープを送付するとともに、ケーブルテレビを通じた「声の広報」を放送しています。
- 行政文書を発行する際に、市からの発行が分かるように封筒へ点字の印字を行っています。また、可能なものから音声コード^{※15}の貼付を行っています。

今後の施策の進め方と方向性

- 障害のある人の社会参加の促進を図るため、日常生活における意思疎通支援体制の充実や情報通信技術（ICT）の活用による情報バリアフリー化を進めていきます。
- 点字・声の広報発行や手話通訳者、要約筆記者（奉仕員）の派遣が安定的に実施できるよう、人材養成・確保に努めます。
- 市広報紙や行政文書については、希望者に点訳や朗読、音声コードを活用した多様な情報提供を引き続き進めていきます。
- また、市広報紙や行政文書については、情報バリアフリーの観点から、障害のある人もない人も理解しやすいユニバーサルデザインの導入を進めていきます。

¹³ 障害のある人とない人の意思疎通を支援する様々な手段を、概念的に幅広く解釈できるよう、障害者総合支援法において定義された言葉のことをいいます。

¹⁴ 聴覚障害者への意思疎通支援の一つで、話されている内容を要約し、文字として伝えることをいいます。第一言語を手話としない中途失聴者・難聴者などが主な対象となります。

¹⁵ 印刷物上の切手大の二次元コードで、デジタル化された文字情報がコード内に含まれ、活字文書読み上げ装置に音声コードを読み取らせることで音声を出力することができます。

基本施策3 地域生活支援体制の充実

3-1 障害福祉サービス等の充実
3-2 地域生活支援拠点の充実
3-3 住まいの場の確保
3-4 保健・医療体制の充実
3-5 情報提供の充実・多様化
3-6 権利擁護の推進
3-7 災害、感染症対応及び防災体制の強化
3-8 バリアフリーの推進

3-6 権利擁護の推進

施策における現状と課題

- 障害者虐待については、複雑なケースがあり、関係機関との連携した対応が不可欠となります。
- 障害のある人における成年後見制度^{※16}の認知度は約6割、内容の理解度は約3割となっています。
- 介助者が高齢化している状況から、親なき後の生活や財産管理等が必要となり、成年後見制度の利用者は増加が見込まれます。市内の高齢者及び障害者の相談支援事業所や入所施設へ行った権利擁護に関するアンケートでは、成年後見制度が必要な人が185人いると回答がありました。
- 市民後見人の養成は進んできていますが、支援を受ける人が複雑な状況にあるなど、市民後見人が後見を担うことができる場合が少なく、実際の活動ができない人が多くおられる状況です。

本市における取組の状況

- 障害者の権利擁護を図るため、住民、医療、福祉、司法及び公的機関で構成する権利擁護ネットワーク^{※17}を設置し、関係機関の連携体制を構築しています。
- 障害者支援センターが中心となって、虐待通報事案への対応を行うとともに、権利擁護ネットワーク関係団体で構成する虐待対応チームを編成し、必要な措置を講じています。
- 三次市社会福祉協議会による障害のある人への福祉サービス利用援助事業や法人後見、市民後見と合わせた複数後見による、財産管理やサービス利用契約などへの支援を行っています。

今後の施策の進め方と方向性

- 権利擁護ネットワークと連携し、障害者の権利を護るための取組を推進していくとともに、虐待に対しては早期に対応していくよう、迅速な体制づくりと、その後の適切な支援を行っていきます。
- 成年後見制度については、広く制度の周知を図っていくとともに、制度を必要とする可能性のある人とその支援者への情報提供を重点的に行っていきます。
- 福祉サービス利用援助事業「かけはし^{※18}」や法人後見、市民後見など、支援を必要としている人の状況に応じた支援が提供できる体制を充実させていきます。
- 成年後見制度利用促進のため、地域連携ネットワークの整備を行うとともに、ネットワークの中核的な機関の設置に向けた取組を進めていきます。
- 障害に対する理解の促進を図る中で、障害者差別解消法や障害者虐待防止法についての考え方の周知を行い、障害のある人の人権が護られる環境づくりを進めます。

¹⁶ 判断能力が不十分なため契約等の法律行為を行えない人を後見人等が代理し、必要な契約等を締結したり財産を管理したりして本人の保護を図る制度のことをいいます。

¹⁷ 住民、医療、福祉、司法及び公的機関等で構成され、成年後見、虐待防止・対応等の権利擁護を多様な機関が連携して支援に関わることでできる体制のことをいいます。

¹⁸ 一人でものごとを決めることが不安な人に対し、日々の暮らしに必要な福祉サービスの利用手続きやお金の管理のお手伝いをして、安心して暮らせるよう支援を行う、三次市社会福祉協議会が実施する事業のことをいいます。

基本施策3 地域生活支援体制の充実

3-1 障害福祉サービス等の充実
3-2 地域生活支援拠点の充実
3-3 住まいの場の確保
3-4 保健・医療体制の充実
3-5 情報提供の充実・多様化
3-6 権利擁護の推進
3-7 災害、感染症対応及び防災体制の強化
3-8 バリアフリーの推進

3-7 災害、感染症対応及び防災体制の強化

施策における現状と課題

- 災害が発生した場合、速やかに対応するために、情報収集と地域との共有、障害に配慮した避難所の確保、関係機関の連携体制を整えておくことが必要です。
- 障害のある人で災害時に「一人で避難できない」と回答した人の割合は、前回調査より増加しており、「一人で避難できる」と回答した人については、4割程度となっています。
- また、家族が不在の場合や一人で暮らしている場合、避難時に近所にあなたを助けてくれる人が「いる」と回答した人は約3割となっています。
- 障害のある人が災害時に困ることとしては、「避難所の設備や生活環境」、「投薬や治療」などの避難生活において、身体に直接影響のある項目が多くなっており、次いで「迅速に避難できない」が多くなっています。
- 新型コロナウイルス感染症の流行により、感染症対策が求められる状況となっています。

本市における取組の状況

- 避難行動要支援者の支援体制の整備及び関係機関の連携を推進することを目的として、三次市避難行動要支援者等連絡調整会議を設置し、取組を進めています。
- 市内障害者福祉施設及び高齢者福祉施設との協定を締結し、要支援者の避難先となる福祉避難所を確保しています。
- 新型コロナウイルス感染症三次市対策本部を設置し、施設の利用制限等の決定や市民への正確な情報提供を行っています。

今後の施策の進め方と方向性

- 避難行動要支援者名簿の作成及び更新を進め、避難支援等関係者と連携し、個別支援計画の作成に取り組みます。
- 避難行動要支援者の避難について、地域や福祉避難所との連携を進めていきます。また、避難所においては、避難所運営マニュアルに基づいて、障害のある人など支援が必要な人に配慮した避難所運営を行います。
- 新型コロナウイルス感染症の流行状況に留意し、様々な広報媒体を活用した情報提供を行うなど、感染症予防対策に関する対応を引き続き行っていきます。

基本施策3 地域生活支援体制の充実

3-1 障害福祉サービス等の充実
3-2 地域生活支援拠点の充実
3-3 住まいの場の確保
3-4 保健・医療体制の充実
3-5 情報提供の充実・多様化
3-6 権利擁護の推進
3-7 災害、感染症対応及び防災体制の強化
3-8 バリアフリーの推進

3-8 バリアフリーの推進

施策における現状と課題

- 障害者や高齢者等の移動に係る利便性や安全性向上のために、公共交通機関・道路・施設において、バリアフリー化やユニバーサルデザイン^{※19}の視点を取り入れながら整備を進めることが必要です。
- 交通バリアフリー法の改正により、公共交通を担う事業者などに、施設や設備のバリアフリーに加えて、合理的配慮の提供等のソフト対策が求められています。

本市における取組の状況

- 公共施設の整備・改修にあたっては、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮して計画検討を進めています。
- 広島県の福祉のまちづくり条例^{※20}に基づき、公共的施設を民間事業者が建築する時は、安全かつ快適に利用できるように協議を行っています。

今後の施策の進め方と方向性

- 公共施設の整備・改修にあたっては、バリアフリーやユニバーサルデザインに引き続き配慮していきます。
- 本市において実施している市民バス等の公共交通においては、乗降場所の弾力化などの合理的配慮の提供を進めていきます。
- 公共的施設を民間事業者が建築する時の協議を引き続き行います。
- 公共交通や商業施設等の障害のある人が利用する施設の事業者に対して、合理的配慮の提供についての周知啓発を行っていきます。

¹⁹ 文化・言語・国籍や年齢・性別・能力などの違いにかかわらず、できるだけ多くの人が利用できることを目指した建築(設備)・製品・情報などの設計(デザイン)のことをいいます。

²⁰ 広島県が制定した、真に豊かな福祉社会の実現をめざし、すべての県民が、自らの意思で自由に行動し社会参加できる、だれもが住みよいまちをみんなでつくりあげるための条例のことをいいます。不特定多数の人が利用する建物、道路、公園などについて、スロープや手すりを設けることなどを定めて、すべての県民が安全で快適に生活できるまちづくりを進めることとされています。

基本施策4 就労支援の充実

- | |
|-------------------------|
| 4-1 障害者雇用・就労機会の拡大と推進 |
| 4-2 多様な就労による生きがいづくり |
| 4-3 障害者就労支援施設等の収益向上への支援 |

4-1 障害者雇用・就労機会の拡大と推進

施策における現状と課題

- 三次公共職業安定所管内の対象となる企業全体での障害者の実雇用率は、2.37%となっており、平成28年から0.3ポイント上昇しており、広島県及び全国より高くなっています。
- 一方で、障害者の法定雇用率を達成している企業は63.4%と、平成30年に法定雇用率が2.2%に引き上げられたこともあり、平成28年から5.8ポイント減少しています。
- 現在、福祉的就労をしている人が一般就労したいという意向は、約2割となっています。
- 障害のある人が就労支援として必要だと思うことは、「上司や同僚、職場の『理解』」が上位となっており、「通勤手段の確保」及び「労働環境等の整備」も必要ですが、周囲の理解を求める意見が多くなっています。

本市における取組の状況

- 備北障害者就業・生活支援センター^{※21}、障害者支援センター及び三次公共職業安定所との連携のもと、障害のある人、事業主、関係機関に対して支援を行っています。
- 備北圏域障害者就労・職場定着推進会議に参加し、関係機関との連携強化を図っています。
- 平成29年に広島労働局と雇用対策協定を締結し、障害のある人の雇用推進を図っています。

今後の施策の進め方と方向性

- 働きたいという意欲のある障害のある人の希望を叶えるために、商工労働など関係機関との連携による就労支援を行っていきます。
- 障害者支援センターや備北障害者就業・生活支援センターと連携し、就労相談体制の充実に努めます。
- 企業等と障害者就労支援施設との交流の場や、合理的配慮の啓発を進めて、企業等への意識向上を図っていきます。
- 企業等への採用後においても、広島県障害者職業センターや備北障害者就業・生活支援センターの活用による就業面・生活面でのサポートを行います。

²¹ 障害者の就労支援のために、地域の関係機関と連携しながら、就職に向けた準備や職場に適応・定着するための支援、日常生活や地域生活に関する助言などを行う施設で、広島県から委託を受けて一般社団法人備北地域生活支援協会が運営しています。

基本施策4 就労支援の充実

- | |
|-------------------------|
| 4-1 障害者雇用・就労機会の拡大と推進 |
| 4-2 多様な就労による生きがいづくり |
| 4-3 障害者就労支援施設等の収益向上への支援 |

4-2 多様な就労による生きがいづくり

施策における現状と課題

- 一般就労や福祉的就労などの就労形態に加えて、様々な仕事内容があることから、本人の希望と能力を活かすための就労支援を行うことが大切です。
- 障害のある18～64歳の人は、約2割が職業訓練などを「受けている、受けたい」と回答していますが、約3割は「受けたくない、受ける必要はない」と回答しています。
- 就労継続支援等の福祉的就労の場は、近年利用者が増加している傾向にあります。
- 農業法人から農作業の委託を受けている事業所があるなど、農福連携に向けた動きは一部においてみられます。

本市における取組の状況

- 障害者支援ネットワーク連絡会議に就労支援部会を設置し、情報収集、企業等との連携、就労支援事業所間の連携支援等を行っています。
- 障害者支援センターや備北障害者就業・生活支援センター等において就労相談を受け、一般就労や福祉的就労につなげています。
- 就労継続支援による福祉的就労の場や、地域活動支援センターによる創作活動や生産活動の機会、社会との交流機会を提供しています。

今後の施策の進め方と方向性

- 一人ひとりの希望や生活に沿った就労機会を提供できるように、関係機関と連携し、相談支援や就労機会の提供、就労後の支援を行っていきます。
- 就労継続支援や地域活動支援センター等の福祉的就労の場を引き続き提供していくとともに、就労移行支援等を活用し、本人の状況に応じた多様な就労支援を行います。
- 市内や他市町村の事例を収集・共有し、農業分野等の多様な就労機会につなげるための検討を進めていきます。

基本施策4 就労支援の充実

- 4-1 障害者雇用・就労機会の拡大と推進
- 4-2 多様な就労による生きがいづくり
- 4-3 障害者就労支援施設等の収益向上への支援

4-3 障害者就労支援施設等の収益向上への支援

施策における現状と課題

- 福祉的就労の場では、安定的な仕事の確保と工賃底上げが課題となっている中、新型コロナウイルス感染症の影響により就労支援施設の受注減少が懸念されます。
- 障害者優先調達推進法により、本市においても就労支援施設の受注機会の拡大が求められています。

本市における取組の状況

- 庁内に三次市障害者優先調達方針策定会議を設置し、各年度の物品や業務の調達方針を策定し、全庁的に就労支援施設等からの物品等の調達の推進に努めています。
- 就労支援部会で情報収集や就労支援施設のPR、就労支援施設間の連携支援等を行っています。
- 就労支援部会の取組として、市役所内において「スイートショップ(水toショップ)」を開催し、就労支援施設の物品販売を行っています。また、三次商工フェスティバルにおいて、就労支援施設のPRや物品販売を行っています。

今後の施策の進め方と方向性

- 三次市障害者優先調達方針に基づき、就労支援施設等からの物品等の調達目標・調達実績の公表を毎年度行い、引き続き優先調達に取り組んでいきます。
- 様々な機会や媒体を活用して、就労支援施設等の製品や実施できる業務のPRを行い、受注機会の拡大を図ります。
- 他事業所の事例を収集・共有し、障害者就労支援施設等の収益向上につなげるための検討を進めていきます。

基本施策5 切れ目のない支援の充実

- | |
|--------------------|
| 5-1 早期発見・早期対応 |
| 5-2 療育・発達支援体制の充実 |
| 5-3 連携強化による一貫した支援 |
| 5-4 一人ひとりに応じた教育の充実 |

5-1 早期発見・早期対応

施策における現状と課題

- ネウボラみよし(三次市妊娠・出産・子育て相談支援センター)の取組により、妊娠、出産、子育て期の一貫した支援の充実に努めています。妊娠期からの相談、医療機関との連携等により、母子の心身障害の早期発見・早期対応を行っています。
- 発達面で気になる段階からの早期対応として、こども発達支援センター^{※22}では相談・親子通所教室を実施しており、利用ニーズは増加しています。
- 乳幼児期の早期から保育所等で生活の大半を過ごす子どもが増加傾向にあり、保育所等における支援や関係機関との連携による支援へのニーズも増加しています。
- 早期発見・早期対応には、専門的スキルが必要であり、増加し多様化するニーズに対応していくため、専門職員の確保と人材育成が必要となっています。

本市における取組の状況

- 乳幼児健診等の様々な機会を活用した早期発見、ネウボラみよし・児童発達支援センター・こども発達支援センター・保育所等が連携した早期対応を行うことができる体制構築を進めています。
- 発達支援に係る研修会を実施し、専門職員のスキルアップ及び人材育成を図る取組を行っています。
- 保育士のスキルアップを目的に保育所等巡回相談を行っています。

今後の施策の進め方と方向性

- できるだけ早期からの適切な支援が行えるよう、乳幼児健診等の機会の有効活用を進め、関係機関の連携体制を強化していきます。
- 保健師、保育士、療育機関の専門職員等の知識と支援技術向上のために、研修や事例検討等を引き続き行っていきます。
- こども発達支援センターは、乳幼児期における支援の入り口の間としての役割を担い、発達面で気になる段階から児童とその保護者に対して早期対応を行います。

²² 心身の発達に遅れのある児童または、そのおそれのある児童を対象に、相談や指導等行うとともに、保護者も一緒に通園することにより、障害の正しい理解と受容を促し、家庭生活においても適切な療育が行われるよう支援を行う三次市の施設のことをいいます。

基本施策5 切れ目のない支援の充実

- | |
|--------------------|
| 5-1 早期発見・早期対応 |
| 5-2 療育・発達支援体制の充実 |
| 5-3 連携強化による一貫した支援 |
| 5-4 一人ひとりに応じた教育の充実 |

5-2 療育・発達支援体制の充実

施策における現状と課題

- 早期発見の体制が充実してきたことにより、支援へのニーズは増加しています。ニーズの増加に対応していくために、療育・発達支援体制の充実と連携強化が必要です。
- 保護者の就労などの都合により、支援を行うことが難しいケースもあり、支援の提供体制も柔軟にしていく必要があります。
- 療育施設において利用定員を超えているため、すぐに受け入れができないケースがあります。

本市における取組の状況

- 乳幼児健診等の機会による早期発見から、関係機関の連携による早期対応を重点として取組を進めています。
- 障害者支援ネットワーク連絡会議に療育・発達支援部会を設置し、事例検討、講演会等の啓発活動、研修会の実施等を行っています。
- 発達支援専門研修等を実施し、専門職員の育成とスキルアップを図りました。

今後の施策の進め方と方向性

- 多様なニーズに対応するために、保健・福祉・医療・保育・教育・療育等のあらゆる関係機関が連携して支援を行うことができる体制づくりを進めていきます。
- 支援体制強化のために、関係機関の連携体制強化や研修会等の質の向上への取組を引き続き行っていきます。
- 支援機関による支援体制の充実に加えて、保護者や地域住民に向けて、障害への理解や適切な関わり方を伝えるための啓発活動を進めていきます。
- 保護者が子どもとの関わり方を学ぶ、ペアレントトレーニングを進めていきます。
- 発達障害の初診について、予約から受診まで長期間を要している状況があるため、広島県と連携し、その解消に向けた取組を進めていきます。

基本施策5 切れ目のない支援の充実

- | |
|--------------------|
| 5-1 早期発見・早期対応 |
| 5-2 療育・発達支援体制の充実 |
| 5-3 連携強化による一貫した支援 |
| 5-4 一人ひとりに応じた教育の充実 |

5-3 連携強化による一貫した支援

施策における現状と課題

- 保育所等における早期支援のニーズが高まっていることに加えて、小・中学校においても支援を必要とする児童・生徒は増加傾向にあります。
- 保育所等から小学校に入学する時などライフステージが移行しても、一貫した支援を提供していく必要があります。
- 一貫した支援のために、保育所、学校、専門機関等の関係機関の連携がより必要となっています。

本市における取組の状況

- サポートファイル^{※23}を活用した一貫した支援体制の構築を進めています。
- 療育・発達支援部会において、サポートファイル学習会の開催や、運用方法についての検討を進めています。

今後の施策の進め方と方向性

- 乳児期から成人、高齢者になっても一貫した支援が受けられるように、関係機関の連携体制の強化を図ります。
- サポートファイルの活用を進めるために、学習会の開催等を継続して行い、円滑な引き継ぎ体制の構築を進めていきます。
- 進学や就職、高齢者になる時などライフステージが移行する時において、関係機関が連携した相談と支援を行うことができる体制を強化していきます。

²³ 障害のある人や支援の必要な人が、生涯にわたり安心して安全な生活を送ること、教育をはじめとした一貫性のある支援を受けられることを願って作成された、健康や育ち、暮らし、特性等を記録するファイルのことをいいます。本人等から支援機関に提示することにより適切なサービス提供や支援に役立てることができます。

基本施策5 切れ目のない支援の充実

- | |
|--------------------|
| 5-1 早期発見・早期対応 |
| 5-2 療育・発達支援体制の充実 |
| 5-3 連携強化による一貫した支援 |
| 5-4 一人ひとりに応じた教育の充実 |

5-4 一人ひとりに応じた教育の充実

施策における現状と課題

- 小・中学校においても支援を必要とする児童・生徒は増加傾向にあります。
- 保育所等における早期支援のニーズが高まっていることに加えて、こども発達支援センターの利用者数も増加していることから、今後も学校における支援を必要とする児童・生徒は増加すると考えられます。

本市における取組の状況

- 適正な就学及びその後の一貫した支援を実現するための体制整備や相談業務、小・中学校教職員を対象とする研修会や巡回相談の派遣、学校支援員^{※24}や教育支援員、障害児介助指導員^{※25}の配置等を行っています。
- 特別支援学級はもとより、通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童・生徒の「個別的教育支援計画」、「個別の指導計画」を作成し、小中一貫教育によるきめ細やかな対応を進めています。
- また、通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童・生徒への取組の一つとして、平成31年度から小学校での通級による指導を始めています。

今後の施策の進め方と方向性

- 一人ひとりのニーズに応じた教育的支援を行うために、関係機関と連携した相談体制及び一貫した支援体制の構築を進めます。
- 教職員の専門性の向上のための研修会、巡回相談の実施等により、支援体制の強化を図ります。
- 子どもを中心とした適正な就学指導を実施していきます。

²⁴ 通常の学級に在籍し、学習障害(LD)、高機能自閉症等により、生活及び学習上の困難を有する児童生徒に対し、学習活動における指導の援助及び学校生活を送るうえでの援助や、いじめ、不登校、暴力行為、授業妨害など課題のある児童生徒が在籍する学級に対する支援、放課後や長期休業中の学習支援等を行います。

²⁵ 市内小中学校の特別支援学級等において、特に介助を必要とする児童生徒に対して、移動、排泄、食事、衣服の着脱などの身辺自立のための介助や、学習指導に伴う介助、安全確保に関する介助等を行います。

第3節 主な取組

基本施策Ⅰ 共生のまちづくりの推進

Ⅰ-Ⅰ 障害に対する理解の促進

主な取組	内容	連携・協働する機関
障害の理解促進のための各種普及・啓発事業	広報紙、ホームページ等の様々な媒体を活用して、共生社会や障害者差別解消法等の周知啓発を進めていきます。	三次市障害者支援センター等
人権啓発事業	人権尊重の重要性を認識してもらい、人権意識の普及・高揚を図るため、各種イベント、講演会を行います。	
人権相談	人権に関するトラブルが生じたときに、法務大臣から委嘱された人権擁護委員により人権相談を行います。	
「障害者週間」 「世界自閉症啓発デー」等による啓発事業	パネル展示やイベントの実施、広報紙やケーブルテレビ等の活用により、障害に対する理解や意識啓発、取組等の周知を図ります。	
障害者施設での地域交流	障害者施設でお祭り等のイベントや市民参加講座等の地域交流事業を支援し、広く市民への理解・啓発を図ります。	
車いすや疑似体験セット等の貸し出し	障害の擬似的な体験を通して、いたわりや思いやりの心を育むことを目的に、用具の貸し出しを行います。	三次市社会福祉協議会
思いやり駐車場推進事業	障害者用駐車場の不正利用防止や、障害の理解の推進をめざします。	広島県
ヘルプマーク・ヘルプカードの普及	ヘルプカードの提示やヘルプマークを見かけた際に障害者への支援を行うことができるよう障害者団体等と連携して普及促進を図ります。	広島県

1-2 福祉に関する教育・研修の推進

主な取組	内容	連携・協働する機関
市役所職員研修	市役所職員の研修を実施し、障害への理解と、特性に応じた対応に努めます。	
福祉教育	保育所、小・中学校において、福祉に対する理解を深める保育や教育のさらなる推進を図ります。	
福祉ボランティア体験学習	児童・生徒が社会福祉への一層の理解を深めることができるよう、福祉施設等へのボランティア体験学習等、体験に基づいた学習の機会を提供します。	三次市社会福祉協議会

1-3 地域全体で支え合う仕組みづくり

主な取組	内容	連携・協働する機関
あいサポート運動	企業・団体、地域、学校等への出前講座やあいサポート運動テキストを利用した研修を進めていきます。	広島県 三次市障害者支援センター 備北障害者就業・生活支援センター
ボランティアセンター登録団体交流会	市内各ボランティア団体の交流を行うことにより、人材を発掘しボランティア活動の幅を広げます。	三次市社会福祉協議会
ボランティア活動支援	社会福祉協議会ボランティアセンターを通して、ボランティア活動の支援を行います。	三次市社会福祉協議会
障害者団体等支援事業	障害者団体の自主的な活動に対し、情報提供や後援、補助金の交付等の支援を行います。	
障害者見守り活動	高齢者等見守り隊事業 ^{※26} の対象者を、一人暮らしの障害者等に拡大し、障害者が安心して暮らせる環境づくりを支えます。	

1-4 社会参加への支援

主な取組	内容	連携・協働する機関
障害者フライングディスク競技大会	スポーツを通じた社会参加と市民や学生、ボランティア団体との交流を図っていきます。	三次市障害者支援センター
ボランティア活動支援	社会福祉協議会ボランティアセンターを通して、ボランティア活動の支援を行います。	三次市社会福祉協議会

²⁶ 日常生活において見守りが必要な高齢者等の居宅を民生委員等の高齢者等見守り隊が訪問し、安否の確認や相談活動を行うことにより、一人ひとりが住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう支援することを目的とした事業のことをいいます。

基本施策2 支援組織及び相談支援体制の充実

2-1 障害者支援センターの機能強化

主な取組	内容	連携・協働する機関
障害者支援センターの運営	障害者支援に係る各種取組を進めるために、障害者支援センターを安定的に運営していきます。	三次市障害者支援センター
障害者支援センター定例連絡会	障害者・児支援に関する庁内関係機関と定期的に情報共有, 課題検討の場を設け, 緊密な連携を図ります。	三次市障害者支援センター

2-2 障害者支援協議会の機能強化

主な取組	内容	連携・協働する機関
障害者支援協議会	協議会において, 関係機関の情報共有, 連携ネットワークの構築, 困難ケースへの対応等, 地域の課題解決に向け協議を行います。	
障害者支援ネットワーク連絡会議 (専門部会)	相談支援, 地域生活支援, 就労支援, 療育・発達支援, 差別解消支援の各専門部会を設置し, 困難事例や課題を解決するための協議を行います。	三次市障害者支援センター

2-3 相談から自己選択・決定への支援

主な取組	内容	連携・協働する機関
計画相談支援	障害のある人が適切なサービスを受けられるように, 相談支援事業所によるサービス等利用計画作成を行っていきます。	
障害者への相談体制	障害者支援センターや関係機関が連携し, 個々に応じた支援やサービスについて障害者・児とその家族が選択・決定できる支援を行います。	三次市障害者支援センター
障害児等への相談体制	こども発達支援センターや子鹿医療療育センター等の各関係機関が連携し, 保護者へのケアも含めた専門的な相談支援体制の充実を図ります。	子鹿医療療育センター 三次市障害者支援センター
相談支援従事者スキルアップ研修	多様化した相談や複合的な相談に対応できるよう, スキルアップ研修を定期的に開催し, 関係機関の連携を図ります。	三次市障害者支援センター

2-4 相談支援ネットワークの充実

主な取組	内容	連携・協働する機関
個別支援会議	当事者・家族の困りごとや生活のしづらさを、必要な関係者が集まって当事者の思いやニーズに沿った支援策を協議する場です。決定した支援策を実施するため、その場で、当事者・家族を含めた具体的な役割分担を明確にします。	三次市障害者支援センター
支援困難ケース等への対応	関係機関との連携のもと障害者支援センターが中心となってケース等への対応を行います。	三次市障害者支援センター
民生委員・児童委員事業	障害者や高齢者等支援の必要な人のニーズや課題を把握するため、民生委員・児童委員との情報共有を図るための調整機能を整備します。	
障害者サロン・ソーシャル事業	参加者の交流と仲間づくり、生活リズムの改善等を目的とし、個々の状況に応じた支援を行います。	三次市障害者支援センター
身体障害者・知的障害者相談員事業	相談員は、自身の障害や経験を踏まえ、様々な相談に応じます。 また、様々な学習機会を通じて相談員に対するスキルアップの支援を行います。	
ピアサポーターによる相談事業	相談者の様々な要望に応えられるよう、性別・年齢別・障害別等、ピアサポーターの充実を図ります。	三次市障害者支援センター
ピアサポーター養成（スキルアップ研修）事業	ピアサポーター養成事業とスキルアップ研修を隔年で実施し、ピアサポーターの拡大とスキルアップに努めます。	三次市障害者支援センター

基本施策3 地域生活支援体制の充実

3-1 障害福祉サービス等の充実

主な取組	内容	連携・協働する機関
福祉サービスの周知	広報紙やホームページ等を活用して、制度や福祉サービスを周知します。	
福祉・保健サービス冊子の作成	「高齢者と障害者のための福祉・保健サービス」の冊子を作成し、情報提供を行います。	
みよし障害者福祉サービスガイドブックの作成	障害福祉サービスの利用申請方法や市内障害者福祉関連施設等を詳しく紹介した冊子を作成し、配付します。	三次市障害者支援センター
障害福祉サービス	障害者総合支援法に基づき、サービスの提供を行っていきます。	
医療型短期入所施設補助事業	医療的ケアを必要とする在宅重症心身障害児を一時的に受け入れる短期入所施設確保のため、病院の空床を活用した医療型短期入所事業所へ助成します。	
地域生活支援事業	障害者総合支援法に基づき、本市の特性に応じたサービスを提供していきます。	
補装具費の支給 (購入又は修理)	身体機能を補完・代替し、長期間にわたり継続して使用されるもの(義肢・装具・車いす等)の給付や修理を行います。	
人工透析通院費の助成	腎臓機能障害のため人工透析治療を受けている人に、通院費を助成します。	
福祉タクシー等助成事業	タクシーを利用する場合の乗車料金や、乗車している車への燃料給油を助成します。	
ケーブルテレビ利用料助成	視覚障害又は聴覚障害の人がおられるケーブルテレビ契約世帯の利用料基本月額(ライトプラン)の1/2を助成します。	
紙おむつ購入費助成	3歳以上65歳未満の身体障害者手帳をお持ちの人で、下肢又は体幹機能障害1～3級の人、又は療育手帳A、Aの人(児童はB、Bを含む。)の紙おむつの購入費の一部を助成します。	
障害児施設等利用者負担の助成	障害児通所施設の利用者自己負担経費を助成します。(保育所、幼稚園等の利用者に限る。)	
市外の通所施設等への交通費助成	市外の障害児通所施設等への通所にかかる交通費の一部を助成します。	
障害者就労支援施設への通所費助成	障害者就労支援施設等への通所にかかる交通費の一部を助成します。	
特別障害者手当 障害児福祉手当 特別児童扶養手当	在宅の重度障害者・児又は障害児を扶養する者に対し、その障害のために生じる特別の負担の手助けとして各種手当を支給します。	

3-2 地域生活支援拠点の充実

主な取組	内容	連携・協働する機関
地域生活支援拠点	障害者支援センターを中心に、市内相談支援事業所と短期入所事業所が相互に連携する面的なネットワーク体制を構築し、緊急時での相談・受入支援を行います。	三次市障害者支援センター

3-3 住まいの場の確保

主な取組	内容	連携・協働する機関
グループホーム等施設整備助成事業	グループホームを新設設置する社会福祉法人等を対象に、施設整備費用の一部を助成します。	
広島県あんしん賃貸支援事業	広島県、市町、不動産関係団体、居住支援団体(NPO法人、社会福祉法人等)が連携し、住宅の確保が困難な障害者や高齢者等と民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対して、情報提供や相談対応等を行います。	広島県 不動産関係団体 居住支援団体
障害者住宅改修費助成事業	65歳未満の人で、下肢・体幹機能障害3級以上、療育手帳 [㊤] 、Aの人、又はストマ用装具を使用する障害4級以上の人居住する住宅を障害者のために改造する場合、その費用を助成します。	
障害児住宅改修費等助成事業	3歳以上18歳未満の障害のある児童で、下肢・体幹機能障害3級以上、療育手帳の交付を受けている等の児童が居住する住宅を改修する場合、その費用を助成します。	

3-4 保健・医療体制の充実

主な取組	内容	連携・協働する機関
精神障害者への相談体制の充実	障害者支援センターや関係機関が連携し、個々に応じた支援やサービスについて障害者・児とその家族が選択・決定できる支援を行います。	三次市障害者支援センター
自殺対策地域ネットワーク会議	医療、保健、生活、教育、労働等に関する相談機関等、地域の様々な関係機関による、連携体制を構築していきます。	
いのち支える自殺対策推進庁内連絡会議	庁内において、関係部局の参画により開催し、庁内横断的な体制を整備していきます。	
こころサポーター(ゲートキーパー)養成	障害者や高齢者等の対象者の属性に沿ったこころサポーター(ゲートキーパー)の養成を進めます。	
成人保健 (がん検診・基本(特定)健診・特定保健指導)	健康増進と病気の早期発見・早期治療につなげることを目的に各種健(検)診を実施します。 また、生活習慣病対策として特定保健指導や健康教室、健康相談事業を充実させ、疾病の改善を図り、健康な状態を維持できるよう継続した指導を行います。障害者手帳の提示により、健診負担額は無料とし負担軽減を行います。	
予防接種事業	60歳以上65歳未満の人で心臓や腎臓、呼吸器の機能障害またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害の身体障害者手帳1級相当の人に高齢者肺炎球菌及び高齢者インフルエンザ予防接種費用の助成をします。	
自立支援医療等給付事業 (更生医療・育成医療)	指定の医療機関において、障害を軽くしたり、取り除くための医療の給付を行います。	
自立支援医療等給付事業 (精神通院医療)	精神疾患で通院治療を継続的に必要とする状態の人の通院医療費の自己負担を軽減します。	
精神障害者の家族支援事業	精神障害者の家族の会の学習会を定期的で開催し、家族への支援を行います。	三次市障害者支援センター
障害者・児歯科保健事業	関係機関と連携し、歯科保健事業を実施します。	子鹿医療療育センター
重度心身障害者医療費公費負担制度	制度に該当する障害者手帳の交付を受けている人の医療費の自己負担部分の一部を公費で負担します。	

3-5 情報提供の充実・多様化

主な取組	内容	連携・協働する機関
広報紙やインターネット等による障害者福祉情報の提供	必要な情報を的確に提供するため、制度案内冊子やパンフレットの配布、ホームページや広報紙への掲載、点字・声の広報等の提供を行います。	三次市障害者支援センター 三次市社会福祉協議会
情報提供を行うボランティア活動への支援	点訳サークル、朗読サークル、手話サークル、要約筆記サークル等のボランティア団体等の活性化のため、社会福祉協議会と連携し育成・支援に努めます。	三次市社会福祉協議会
意思疎通支援事業	聴覚障害者、中途失聴・難聴者、音声言語機能障害者等への情報提供や相談体制の充実を図るため、手話通訳者の窓口設置や、手話通訳者・要約筆記者（奉仕員）の派遣を行います。	三次市社会福祉協議会
日常生活用具給付事業	在宅の障害者の日常生活の利便性の向上を図るための用具の給付を行います。	
音声コードの貼付	相手が視覚障害者の人であることが特定できる場合や登録申請をされた人を対象に、福祉関係文書等への音声コードの貼付を推進します。	
点字封筒の活用	行政文書を発行する際に市からの発行が分かるように封筒へ点字の印字を行います。	

3-6 権利擁護の推進

主な取組	内容	連携・協働する機関
成年後見利用支援事業	成年後見制度は、原則として、本人が住んでいるところを管轄する家庭裁判所で、本人の家族等が申立てを行うこととされていますが、申立てする親族がない人について、市長が申立てを行うとともに、その費用の一部を助成します。	三次市社会福祉協議会
後見人の確保に向けた体制整備	ひとり暮らしや後見人として適切な親族がない等、親族以外の第三者による後見人の需要も高まっており、身近な市民の立場で後見活動を行うことができる市民後見人を養成し、活動の支援を行う体制の構築を図ります。	三次市社会福祉協議会
福祉サービス利用援助事業「かけはし」	判断能力が不十分な人（認知症高齢者、知的障害者・精神障害者等で福祉サービスを利用するための情報の入手や、理解、判断等を本人のみでは適正に行うことが困難な人）に、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理等の援助を行うことで、できる限り家庭や地域で自立した生活が送れるよう支援します。	三次市社会福祉協議会

主な取組	内容	連携・協働する機関
権利擁護ネットワークによる権利擁護の推進	三次市権利擁護ネットワークによる関係機関との情報共有を図るとともに、必要に応じ、虐待対応チームを招集して、事例検証等を実施し協力体制の強化に努めます。	
障害者差別解消法及び障害者虐待防止法の周知啓発	障害者差別解消法において求められる差別的取扱いの禁止と合理的配慮、障害者虐待防止法の周知啓発を進めます。	

3-7 災害、感染症対応及び防災体制の強化

主な取組	内容	連携・協働する機関
避難行動要支援者名簿の整備・更新	避難行動要支援者の情報を整理し、避難行動要支援者名簿の整備・更新を行います。	
関係団体との連携	地域の関係団体との情報共有を図り、個別支援計画の作成及び要支援者の円滑な安否確認や避難誘導等、地域の助け合いによる避難体制を構築します。	
防災訓練の実施	自主防災組織等が実施する防災訓練へ、避難行動要支援者の参加を呼びかけます。	
防災情報の取得手段の確保と推進	各種障害者団体等と連携し、市防災一斉メールの登録の推進と同時に、県の視覚障害者向け防災情報メールシステムの周知を図ります。併せて、音声告知放送やデータ放送、防災アプリによる情報提供を行っていきます。	

3-8 バリアフリーの推進

主な取組	内容	連携・協働する機関
公共施設における案内表示	わかりやすさと見やすさを考慮した、公共建築物の案内表示に努めていきます。	
公共施設の整備・改善	「広島県福祉のまちづくり条例」に基づき、公共施設や公園等を誰もが使いやすいように計画的な整備・改善を図ります。	
民間建築物のバリアフリー審査事務	公共的施設を建築しようとする事業者に対し、障害者・高齢者等が施設を安全かつ快適に利用できるような整備を進めるよう協議を行います。	
生活福祉資金の貸付	住宅増改築、補修等に必要な経費を貸し付けます。	三次市社会福祉協議会

基本施策4 就労支援の充実

4-1 障害者雇用・就労機会の拡大と推進

主な取組	内容	連携・協働する機関
事業所に対する障害者雇用の啓発	あいサポート運動の推進を通じて、障害者の雇用促進について事業主の意識高揚を図るとともに、障害者雇用促進月間(9月)を中心とした障害者の雇用を促す活動を行います。	
雇用環境の整備	備北障害者就業・生活支援センターと連携し、事業主に対して障害者の雇用に関する相談と助言を行い、障害者の雇用環境の整備を促進します。 また、障害者差別解消法に基づき、民間事業所での合理的配慮の推進のため、研修会を実施します。	備北障害者就業・生活支援センター
就労支援の充実	備北障害者就業・生活支援センター及び障害者支援センターと連携し、企業見学や職場体験実習等を行い障害者の一般就労支援を推進します。	備北障害者就業・生活支援センター 三次市障害者支援センター
三次市雇用対策協定に基づく雇用対策	三次市雇用対策協定に基づき、広島労働局及び三次公共職業安定所と連携することにより、障害者の就業機会の拡大を推進します。	広島労働局 三次公共職業安定所

4-2 多様な就労による生きがいづくり

主な取組	内容	連携・協働する機関
就労相談	一般就労や福祉的就労についての相談を受け、本人の意向と生活環境にあった就労を支援していきます。	三次市障害者支援センター 備北障害者就業・生活支援センター
地域活動支援センター事業	地域活動支援センター事業の充実により、創作活動又は生産的活動の機会の提供と社会との交流を促進します。	
就労継続支援	通常の事業所に雇用されることが困難な障害者を対象に、就労の場を提供するとともに、就労に必要な訓練等を行い就業能力の向上をめざします。	
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する障害者を対象に一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	
農福連携	農業活性化の推進と併せ、障害者の農業分野への就労機会の拡大を図るための働きかけを行います。	

4-3 障害者就労支援施設等の収益向上への支援

主な取組	内容	連携・協働する機関
市役所における優先調達	三次市障害者優先調達方針を策定し、障害者就労支援施設等からの物品等の調達目標・調達実績を公表します。	
スイートショップ(水toショップ)	障害者就労支援施設が市役所において、定期的に物品販売を行う機会を確保しています。	
障害者就労支援施設の製品PR	市内のイベント等において障害者就労支援施設の製品PRを行う機会を提供していきます。	
企業からの受注拡大の取組	市内企業に障害者就労支援施設の理解を推進するとともに、受注拡大の取組を推進します。	三次市障害者支援センター

基本施策5 切れ目のない支援の充実

5-1 早期発見・早期対応

主な取組	内容	連携・協働する機関
母子保健事業 (乳幼児健診・相談)	<p>成長段階に応じた乳幼児健診や相談を実施し、発達障害、疾病、心身障害等の早期発見に努めます。また、心理士^{※27}を安定的に確保し、専門職員のスキルアップを行います。</p> <p>また、3歳児健診において、視力検査機器を導入し、視力低下等の早期発見・早期治療につなげます。</p>	
発達心理相談	<p>子どもの発達や子育てに悩む親と子どもを対象とした相談を行います。</p>	
こども発達支援センター事業 (相談・保育所等保育発達支援)	<p>子どもの発達や子育ての悩みに関する相談事業の充実に努め、心理士や理学療法士、相談支援スタッフ等の安定的確保及び、専門職員の育成を行います。</p> <p>専門スタッフが保育所等を巡回し、保育の中での発達支援(集団づくり、保護者支援等)についてアドバイスをを行い、発達が「気になる」段階から早期支援につながるための相談を行います。</p> <p>保育所等とこども発達支援センターとの連携強化を行い、保育の場での発達支援の充実に図ります。</p>	
発達支援専門研修	<p>子どもに携わる専門職員、支援者を対象とした専門研修の充実に努め、スキルアップを図ります。</p>	
保育所職員専門研修	<p>講座、視察研修、体験実習等、保育士のスキルアップのための多様な研修会を行います。</p>	

²⁷ 民間資格の臨床心理士、国家資格の公認心理士の資格を持った専門職。心の問題を抱えている人およびその周囲の人に対して、解決できるための相談、助言、援助を行います。

5-2 療育・発達支援体制の充実

主な取組	内容	連携・協働する機関
発達外来	子育てに関する悩みや、心身に障害や遅れのある子どもの発達に関する適切な支援と各種相談を行います。	広島県 子鹿医療療育センター
児童発達支援体制	発達に課題を持つ子どもの将来の自立を考えながら、少人数の活動の場で療育を行うとともに、児童発達支援センターによる支援体制の充実に努めます。	子鹿医療療育センター
障害児等相談支援事業	知的障害児・者の人を対象に、暮らしの中での困りごとや悩みごと等の生活全般に関する総合相談を行います。	子鹿医療療育センター
こども発達支援センター事業 (親子通所教室)	子どもの発達や子育ての悩みに関する適切な支援を行うため、親子通所教室を行います。 また、気軽に利用できる親子の交流の場を設け、子育て支援施設としての専門的機能の充実に図ります。	
ペアレントトレーニング教室	保護者が子どもの特性を理解し、子どもとの関わり方を学ぶための教室を開催していきます。	

5-3 連携強化による一貫した支援

主な取組	内容	連携・協働する機関
サポートファイルの活用	療育・発達支援部会による学習会や活用検討を進めて、サポートファイルを活用した切れ目のない一貫した支援体制を構築していきます。	広島県
こども発達支援センター事業 (連携・保育所等訪問支援・就学支援)	保育・福祉・保健・教育・医療等の関係機関との連携強化に努め、つながり合いの中でより充実した発達支援に取り組みます。 専門スタッフが通所児童の保育所・幼稚園等を訪問し連携を図ります。 利用児童の就学に係る就学連絡会の実施や保育所等での就学の悩みに関する相談事業を行い、安心して就学ができるよう取り組みます。	

5-4 一人ひとりに応じた教育の充実

主な取組	内容	連携・協働する機関
特別支援教育の専門性の向上	教職員の特別支援教育に対する専門性を向上させるため、県教育委員会、大学、関係機関、特別支援学校等と連携し、小・中学校教員を対象とする特別支援教育研修会や巡回相談事業の充実を図ります。	広島県教育委員会等
学校支援員、障害児介助員の配置	障害の有無にかかわらず支援が必要と考える児童・生徒には、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」を作成し、小中一貫教育によるきめ細やかな指導を行います。また、必要に応じて、学校支援員の配置や障害児介助員を配置し、個別の教育的ニーズに応じた教育が実現できるよう取り組みます。	
発達障害のある児童・生徒への支援	発達障害がある児童・生徒への支援・指導等、通常学級における特別支援教育の充実のため、児童・生徒の発達障害の状況を把握し、通級による指導を始めています。	
就学指導の充実	福祉・保健・保育・教育・医療等の関係機関と連携し、専門的かつ総合的に、就学等に関する指導を行います。	
就学に係る相談等	こども応援センター ^{※28} による教育相談、就学相談を実施します。	

²⁸ 学校教育や青少年指導上の諸問題に関する相談指導業務を行う三次市教育委員会に設置されたセンターで、教育相談員による就学や不登校等に関する相談・指導業務などを行います。